

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-1)

施策名	目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による脱炭素社会づくり					
施策の概要	地球温暖化対策計画に基づき、中期削減目標の達成に向けて対策・施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、長期目標やパリ協定等を踏まえ、社会経済構造の転換を促進しつつ、長期的・戦略的に取組を進める。					
達成すべき目標	令和12年度(2030年度)の新たな温室効果ガス削減目標として、平成25年度(2013年度)から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指す。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	162,327	147,165	147,539	171,832
		補正予算(b)	54,600	49,206	43,557	
		繰越し等(c)	▲ 54,387	▲ 14,468	(※記入は任意)	
	合計(a+b+c)	162,540	181,903	(※記入は任意)		
執行額(百万円)	133,377	144,737	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号) ・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号) ・第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日閣議決定) ・政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(令和3年10月22日閣議決定) 					

測定指標	温室効果ガス 排出量・吸収量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度
		14億800万	11億9,100万	11億6,100万	11億100万	11億2200万	-	7億6,000万
		年度ごとの目標値	-	-	-			
	エネルギー起源二酸化炭素の排出量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度
		12億3,500万	10億6,400万	10億2,800万	9億6,700万	9億8,800万	-	6億7,700万
		年度ごとの目標	-	-	-			
	非エネルギー起源二酸化炭素、メタン及び一酸化二窒素の排出量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度
		1億3,370万	1億2,800万	1億2,620万	1億2,130万	1億2260万	-	1億1,450万
		年度ごとの目標	-	-	-			
	代替フロン等4ガスの排出量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成
		H25年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度
		3,910万	5,300万	5,570万	5,810万	5,910万	-	2,180万
		年度ごとの目標	-	-	-			
	吸収源活動により確保した温室効果ガスの吸収量 (CO2換算ト)	基準値	実績値				目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度
		-	5,330万	4,850万	4,600万	4,760万	-	約4,770万
		年度ごとの目標	-	-	約4,690万	-		
「COOL CHOICE」賛同者数 (個人)	基準値	実績値				目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	
	-	664万	1,032万	1,347万	1,398万	1,438万	-	
	年度ごとの目標	420万	480万	600万	1,467万	1,518万		
「COOL CHOICE」賛同事業所数 (団体、企業、自治体)	基準値	実績値				目標値	達成	
	年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	年度	
	-	9.5万	28.3万	36.4万	41.7万	43.7万	-	
	年度ごとの目標	-	25万	40万	44万	52万		

	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和3年度の我が国の温室効果ガス排出量及び森林等の吸収源対策による吸収量の合計は、11億2,200万トンで、平成25年度の排出量比20.3%減となった。温室効果ガス排出・吸収量は前年度比2.0%増で、平成26年度以降初めての排出・吸収量増加となった。排出・吸収量が前年度と比べて増加した要因としては、コロナ禍からの経済回復により、エネルギー消費量が増加したこと等が挙げられる。</p> <p>【代替フロン等4ガスの排出抑制】 ○代替フロン等4ガスの排出量は引き続き増加傾向にある。これは、オゾン層破壊物質であるHCFCからHFCの代替に伴い、冷媒分野においてHFCの排出量が増加(令和3年度は前年度比2.8%増)したことが原因である。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和12年度は森林吸収源対策で約3,800万t-CO₂、他吸収源とあわせて計約4,770万t-CO₂の確保を目標としている。 ○令和3年度の吸収量の数値は令和12年度目標値をわずかに下回る結果となった。今後も森林の高齢化により単位面積当たりの吸収量は減少していく可能性に注意しつつ、新たな吸収源の評価など実態に即した評価が必要。</p>
<p>目標達成度の測定結果</p> <p>評価結果</p>	<p>(判断根拠)</p> <p>【温室効果ガスの排出状況】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、令和12年度目標達成に向けて、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入、公共部門や地域の脱炭素化など、あらゆる分野で、でき得限りの取組を進めている。 ○令和3年10月22日に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」に基づき、令和32年度カーボンニュートラルの実現に向けて、国内の大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済成長を実現するべく、施策を推進している。 ○パリ協定を踏まえ、令和3年10月に「日本のNDC(国が決定する貢献)」を地球温暖化対策推進本部決定し、国連に提出した。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】 ○業務用冷凍空調機器からのフロン類の廃棄時回収率が4割程度で横ばいの状況を踏まえ、機器ユーザーの廃棄時のフロン類引渡義務違反に対して、直接罰を導入するなど、関係事業者の相互連携により機器廃棄時にフロン類の回収作業が確実にされる仕組みを担保した、改正フロン排出抑制法を令和2年4月1日に施行した。 ○改正フロン排出抑制法の周知徹底を地方自治体や機器管理者等、様々なステークホルダーに対して実施し、フロン類の回収率の向上及び排出量の削減に努めた。令和4年度は機器管理者や解体業者等に対する改正法の説明会開催に加え、新たに取まとめた冷媒回収技術に係るガイドブックの普及等により法の周知徹底に努めた。特に、自治体のフロン排出抑制法施行体制の強化・向上及び適正施行のため、自治体向け説明会等を開催するなど能力向上を図るよう努めた。</p> <p>【吸収源による温室効果ガスの排出抑制】 ○令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、吸収源対策を推進している。 ○吸収量の目標達成には森林経営活動そのものを行う必要があるところ、(森林経営活動は林野庁の所管)関係省庁と連携しつつ、森林吸収源対策の推進に向けて、林業活動を通じた間伐、再造林などの適切な森林整備等を推進している。また、新たな吸収源として注目を浴びているブルーカーボンにおいては、2023年4月に我が国が国連に提出した温室効果ガスインベントリで初めてブルーカーボン生態系の1つであるマングローブ林による吸収量を報告した。</p> <p>【国民への普及啓発】 ○国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの変革を促すため、令和4年10月に「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を開始した。この新しい国民運動では、今から約10年後、生活がより豊かに、自分らしく快適・健康で、そして2030年度温室効果ガス削減目標も同時に達成する新しい暮らしを提案するとともに、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル変革と併せて新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進しようとするもの。 ○新しい国民運動の発足と同時に立ち上げた官民連携協議会では、国・自治体・企業・団体・消費者との連携による足並みやタイミングをそろえた取組・キャンペーンの展開等を実施。発足時313者だった協議会員数も、3月末時点で約600者以上の参画を得ている。 ○令和元年度における家庭部門のエネルギー起源CO₂排出量は平成25年度比23.3%の削減となっているほか、「家庭部門のCO₂排出実態統計調査(平成31年度)」によれば、冷蔵庫の最新機器への買換えや白熱電球・蛍光灯からLED照明への買換えが進んでいることが報告されており、また、住宅のZEH化や断熱リフォーム等、家庭において取り組むことができる行動の具体的な選択肢を「ゼロカーボンアクション30」として呼びかけているところであり、「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 調査発表会 2021」によれば、新築戸建住宅における供給戸数は平成28年度比78.9%増加していることから、家庭部門における取組は着実に進展して家庭部門における取組は着実に進展している。</p> <p>施策の分析</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【温室効果ガスの排出状況】</p> <p><施策></p> <p>○地球温暖化対策計画に定める対策・施策が着実に実施されていることを毎年確認するとともに、法に基づく少なくとも3年ごとの計画の見直し検討を行う。</p> <p>○集中豪雨などの極端な気象現象による災害の激甚化や酷暑及びそれに伴う熱中症の大幅な増加など、気候変動影響の拡大が懸念される中で、気候変動に対する国民の危機意識の醸成・共有を図るとともに、温室効果ガス排出削減に最大限取り組んでいく。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【代替フロン等ガスの排出抑制】</p> <p><施策></p> <p>○フロン類について、脱フロン化の推進、使用時漏えい対策、廃棄時回収率向上等の総合的なフロン排出抑制対策を推進する。</p> <p>○新しい地球温暖化対策計画に定める目標及び2050年カーボンニュートラル達成に向け、改正フロン排出抑制法の適切な施行に加え、フロン類のライフサイクル全体における抜本的な対策の検討を進める。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【吸収源対策】</p> <p><施策></p> <p>○パリ協定下においても、引き続き条約事務局に対し我が国における吸収量を報告し、算定方法の信頼性を向上させるための必要なデータの収集や検討、修正を行うとともに、ブルーカーボンなど新たな吸収源について必要な知見の集積を進めていき、評価できたものについては吸収量の計算を進める。</p> <p>○また、令和元年5月に公表されたIPCCインベントリ方法論報告書の改良への対応も含め、吸収源分野のインベントリ(温室効果ガス吸排出量の目録)に関する対応の検討を行う。</p> <p>○さらに、パリ協定の実施ルールの構築に我が国の意見を反映できるよう、国際交渉における論点の整理・分析を行う。</p> <p><測定指標></p> <p>○変更の必要なし。</p> <p>【国民への普及啓発】</p> <p><施策></p> <p>○令和4年度に発足した「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」及び官民連携協議会を中心に、国のみならず、企業・自治体・団体等と連携しながら、国民・消費者の豊かな暮らし創りを後押しすることで、ライフスタイル変革と併せて新たな消費・行動の喚起と国内外での製品・サービスの需要創出を推進し、家庭部門での温室効果ガス排出量66%削減を目指す。</p> <p><測定指標></p> <p>○国民の具体的な省エネ行動(エコドライブ実施率等)をCO2排出削減の政策評価指標の目標とすることについての検討を進めていく。</p>
		<p>○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会において地球温暖化対策計画の各対策・施策の進捗状況の点検に加えて、温室効果ガス排出量等の要因分析手法の専門的・技術的な検討や目標達成に向けた定量的な分析の在り方についての議論を行った。</p> <p>○フロン排出抑制法の使用時漏えい対策の施行状況といった平成25年改正事項に係る評価・検討のため、中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会(合同会議)を開催し、報告書を取りまとめ、公表した。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	地球環境局 脱炭素社会移行推進室 フロン対策室 脱炭素ライフスタイル推進室	作成責任者名	伊藤史雄(脱炭素社会移行推進室長) 香具輝男(フロン対策室長) 井上雄祐(脱炭素化ライフスタイル推進室長)	政策評価実施時期	令和5年8月
-------	--	--------	---	----------	--------

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R4-2)

施策名	目標1-2 世界全体での抜本的な排出削減への貢献					
施策の概要	パリ協定の実施に向けて国際的な詳細ルールの構築に貢献する。また、1.5℃目標が世界の共通目標となったこと等を踏まえ、世界全体での排出削減に貢献するため、二国間クレジット制度(JCM)等を通じ、途上国等への脱炭素技術の普及を推進する。					
達成すべき目標	パリ協定の実施に向けた国際交渉に我が国としてリーダーシップを発揮するとともに、JCMを一層強力に推進するなど、世界全体での抜本的な排出削減に貢献する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	16,447	18,171	7,137	19,634
		補正予算(b)	3,853	3,026	4,517	
		繰越し等(c)	▲ 13,643	▲ 12,780	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	6,657	8,417	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	6,046	7,858	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・パリ協定(平成28年11月発効) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・日本の国が決定する貢献(NDC)(令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部決定) ・成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定) ・宇宙基本計画(令和2年6月30日閣議決定) ・宇宙基本計画工程表(令和4年12月23日宇宙開発戦略本部決定) ・攻めの地球温暖化外交戦略(平成25年11月15日 外務省、経済産業省、環境省 温対本部報告) ・インフラシステム海外展開戦略2025(令和2年12月10日決定、令和3年6月改訂) ・海外展開戦略(環境)(平成30年6月策定) ・COP26後の6条実施方針(令和3年10月環境省発表) ・脱炭素インフラニシアティブ(令和3年6月環境省発表) 					

測定指標	パリ協定の実施に向けた貢献		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			交渉への貢献として、日本から正式な文書意見(サブミッション)を18件行った。また、途上国における測定、報告、検証の実施について、41か国への支援を行った。					-	-
	JCMを通じた令和12(2030)年度までの累積の国際的な排出削減・吸収量(単位:万t-CO2)(案件採択時の数値に基づく)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R12年度	
		-	979	1,223	1,756	1,802	2,087	10,000	-
	年度ごとの目標	-	-	-	-	-	-	-	
	IPCCへの貢献		施策の進捗状況(実績)					目標	達成
			IPCC各種報告書の執筆者会合等に述べ10件の専門家派遣を実施した。日本からは、第6次評価報告書(令和3~4年公表予定)の執筆者として計35名が選ばれ、うち環境省から12名を支援した。合わせて、国際交渉等の基礎となるIPCC報告書の知見の周知を行った。第6次評価期間中には6回のシンポジウムを開催した。					-	-

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【二国間クレジット制度(JCM)等を通じた累積の国際的な排出削減・吸収量】 ○目標年度までに目標値を達成できるよう、官民連携を強化・拡充し、引き続きJCMの拡大を図る。</p> <p>【パリ協定やIPCCへの貢献、各国への連携、支援の進展状況】 ○COP27に向けた気候変動交渉を通じて、令和4年度は日本から計18件の正式なサブミッションを提出した。 ○途上国における測定、報告、検証の実施に対して適切な支援を行い、パリ協定の実施に向けて貢献した。 ○IPCC第6次評価報告書、各種特別報告書等の作成プロセスを通じて専門家の派遣を行い、気候変動対策における日本の知見の共有・活用を促進した。今後の国際交渉に活かすためIPCC報告書等の知見の周知を行った。また、IPCCの活動を拠出金により支援した。 ○温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)及び「いぶき2号」(GOSAT-2)による14年にわたる継続観測によって得られた観測データは、多数の学術論文に用いられており、これらのうち26本の論文が、IPCC第6次評価報告書に引用された。 ○平成30年10月には観測精度を向上させた「いぶき2号」(GOSAT-2)を打上げ、平成31年2月より定常運用を開始した。 ○データが広く用いられるよう、衛星から観測したGHG濃度データを利活用することへ向けたガイドブックを作成し、公表した。</p>			
	施策の分析	<p>○令和5年3月末時点で228件のJCM資金支援事業を実施しており、うち68件がJCMプロジェクトとして登録済みである。 ○令和5年3月末時点で、環境省施策分で99件のMRV方法論が承認された。また、11か国40件のプロジェクトからJCMクレジットが発行された。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 具体的な排出削減・吸収プロジェクトの更なる実施に向けて、MRV方法論の開発を含む制度の適切な運用、都市間連携の活用を含む途上国におけるプロジェクトの組成や実現可能性の調査、本制度の活用を促進していくための国内制度の適切な運用、アジア開発銀行(ADB)との連携も含めた更なるプロジェクト形成のための支援等を行う。 また、COP26においてパリ協定6条(市場メカニズム)ルールの大枠が合意されたことを受け、6条交渉を主導してきた我が国として、(1)JCMパートナー国の拡大、国際機関と連携した案件形成・実施の強化、(2)民間資金を中心としたJCMの拡大、(3)市場メカニズムの世界的拡大への貢献を通じて、JCMの拡充や市場メカニズムの迅速な実施等に積極的に取り組む。</p> <p>【測定指標】 変更の必要なし。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○専門家によるGOSAT-2サイエンスチーム会合での議論をGOSAT-2データの校正検証に反映させている。 ○有識者によるGOSAT-GWの設計審査会等での議論をGOSAT-GWの開発に反映させている。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地球温暖化対策計画・約束草案・海外展開戦略(環境)				
担当部局名	地球環境局 気候変動観測研究戦略室 気候変動国際交渉室 国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室	作成責任者名	岡野祥平(気候変動観測研究戦略室長) 青竹寛子(気候変動国際交渉室長) 水谷好洋(国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官)	政策評価実施時期	令和5年8月

令和4年度実施施策に係る政策評価書

別紙2


(環境省R4-3)

施策名	目標1-3 気候変動の影響への適応策の推進					
施策の概要	気候変動適応法(平成30年法律第50号)及び気候変動適応計画に基づき、関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、観測・監視や予測を行い気候変動影響評価を実施し、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチによる適応を進める。また、日本国内に限らず、適応にかかる国際協力・貢献の推進も実施する。					
達成すべき目標	気候変動影響による被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図る気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	850	810	810	732
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	(※記入は任意)	-
		合計(a+b+c)	850	810	(※記入は任意)	-
執行額(百万円)	767	719	(※記入は任意)	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動適応法(平成30年法律第50号) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定) ・経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定) ・新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) ・気候変動影響評価報告書(令和2年12月公表) 					

測定指標	気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を策定した都道府県・政令指定都市数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		-	14	31	56	64	66	67	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動適応法第13条に基づく地域気候変動適応センターを確保した都道府県数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		-	4	14	24	37	40	47	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動の影響評価の実施と適応計画の見直し	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度	
		-	気候変動適応法施行及び、法に基づく気候変動適応計画の策定	気候変動影響報告書の素案作成	気候変動影響評価報告書のとりまとめ	気候変動適応計画の改定	次期気候変動影響評価報告書作成に向けた情報収集の開始	気候変動適応計画の改定	○
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-
	気候変動影響評価・適応計画策定等の協力プロジェクトを行った国の数	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
		-	8	10	11	11	12	15	-
年度ごとの目標値		-	6	10	12	13	14	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>【気候変動影響評価及び適応計画進捗把握】 気候変動適応法に定められた気候変動影響評価の実施及び気候変動適応計画の進捗の把握のために以下の取組を行った。 ○令和2年12月に公表した気候変動影響評価報告書を踏まえ、令和3年10月に気候変動適応計画を改定し、短期的な施策の進捗管理として、分野別施策及び基盤的施策に関するKPIを設定した。 ○令和7年に公表を予定している次期気候変動影響評価に向けた方針を検討した。</p> <p>○気候変動適応計画の実施による気候変動適応の進展の状況をよりの確に把握し、及び評価する手法を確立するため、「令和4年度気候変動影響評価等に関する調査・検討等業務」を実施し、様々な分野の学識経験者からなる気候変動適応策のPDCA手法検討委員会を開催した。</p> <p>【地域における適応の推進】 ○地方自治体の地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの確保を支援するため、以下の取組を行ったほか、情報提供等を行った。結果、令和4年度には新たに1県・1政令指定都市が地域気候変動適応計画を策定し、3県が地域気候変動適応センターを確保した。 ○地域で活動する市民等と連携して地域の気候変動影響に関する情報を収集する「令和4年度国民参加による気候変動情報収集・分析事業」を実施し、北海道、栃木県、埼玉県、長野県、富山県、三重県、京都府・京都市、愛媛県、香川県、福岡県、長崎県、大分県、那須塩原市の12道府県2市の気候変動適応センターが参加した。 ○気候変動適応法第14条に基づく「気候変動適応広域協議会(全国7ブロック)」において、地域の気候変動影響等に関する分科会(7ブロック計20テーマ)を立ち上げ、関係者の連携によるアクションプランを策定した。</p> <p>【国際協力】 気候変動適応法第27条にあるとおり、開発途上国に対する気候変動適応に関する技術協力を推進するため、以下の取組を実施した。 ○令和2年度は11か国において、各国政府関係者と協議し、当該国内の適応計画に関する政策の遂行(ニーズ調査、適応計画策定、影響評価、適応事業化、モニタリング等)に係る技術協力を実施した。 ○「アジア太平洋適応情報プラットフォーム(AP-PLAT)」を活用し、アジア太平洋地域の国々への情報提供と人材育成を行った。</p>
	施策の分析	<p>○気候変動適応計画に基づく適応策が実施されていることを点検するとともに、基盤的・国際的施策を実行していくことが必要である。 ○気候変動適応計画等に基づき実施した施策について、施策の進捗状況を把握し、必要に応じ見直すという順応的なアプローチが必要と考えられる。 ○科学的な適応策の推進に向けて、研究機関との連携を図る必要がある。 ○継続的なフォローアップを着実に実施する必要がある。 ○第2次気候変動影響評価報告書をもとにさらなる知見の収集を進めるとともに、気候リスク情報の基盤整備を行い、国民の理解促進、民間事業者や地域における適応の取組を引き続き促進していく必要がある。 ○地域における気候変動影響に適切に対処するため、地方公共団体の区域を越えた広域連携による適応を促進する必要がある。 ○国際二国間協力事業は国別適応計画(NAP: National adaptation plan)プロセス実施を主導する適応人材の能力強化を推進する必要がある。 ○AP-PLATはコンテンツを充実させる必要がある。 ○SDGsのターゲット13.1(全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。)の達成に向け、気候変動により激甚化する気象災害に対してリスク情報を整備する必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 ○関係省庁と連携しながら施策を推進するとともに、気候変動影響の評価の結果や気候変動適応計画の進捗管理と見直しを行う順応的なアプローチにより適応を進める。 ○気候変動適応の進展の状況を的確に把握し、評価する手法の開発を進める。 ○適応施策を関連する研究機関との連携を図りながら推進する。 ○地方公共団体の区域を越えた広域の気候変動影響等に対する適応策の検討を行うとともに、関係者の連携体制を強化する。 ○広域協議会や気候変動適応全国大会を通じた情報共有、適応e-ラーニングや各種ガイド、マニュアル等の活用促進を通じて、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定及び効果的な適応策の実施を促す。 ○国際二国間協力事業成果を周辺国に展開する。 ○AP-PLATを通じた適応人材能力強化を実施する。 ○平成30年6月に成立し、12月に施行された気候変動適応法(平成30年法律第50号)について、気候変動に伴い豪雨や酷暑等の異常気象のリスクがさらに高まることが懸念されることから、こうした気候変動影響に対し、同法に基づく適応策を強力に推進する必要がある。</p> <p>【測定指標】 ○変更の必要なし。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○中央環境審議会地球環境部会気候変動影響評価等小委員会において、令和7年に公表予定の気候変動影響評価報告書の検討を行った。 ○気候変動適応情報プラットフォームのあり方について、地球観測連携拠点(温暖化分野)に学識経験者等からなる「気候変動適応情報プラットフォーム構築に関するワーキンググループ」を設置し、プラットフォームのあり方、ポータルサイトの内容等について検討を行った。 ○気候変動適応広域協議会では、分科会ごとに各分野の有識者をアドバイザーとして招聘し、気候変動影響に関する調査及び地域の関係者の連携によるアクションプランの策定に向けた科学的な助言がなされた。 ○気候変動適応計画の進捗状況の把握を行うための指標の検討、PDCAサイクル手法の検討を行い、様々な分野の学識経験者らからなる「気候変動適応策のPDCA手法検討委員会」において、助言を受けた。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>地球環境局 気候変動適応室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>中島 尚子(気候 変動適応室長)</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>令和5年8月</p>
--------------	--------------------------	---------------	-----------------------------	-----------------	---------------